

身体拘束等の適正化の推進について

- 1 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加が実施された。

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助他】

- 2 訪問系サービスについても、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

《運営基準 追加》

運営基準に、以下の１～４の規定が追加された（訪問系以外のサービスについては１は従来から規定済み）。訪問系サービスについては、今回１～４が新たに追加された。

２～４の規定は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化となる。なお、訪問系サービスにおいて追加する１については、令和３年４月から義務化される。

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

＜報酬関係＞

運営基準の１から４を満たしていない場合に、基本報酬を減算する（身体拘束廃止未実施減算 ５単位／日）。

ただし、２から４については、令和５年４月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、１から４の全てを令和５年４月から適用する。

【参考】

ア 身体拘束等の適正化のための方策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）について

- 少なくとも１年に１回は開催することが望ましい。虐待防止委員会と一体的に設置・運営することや、法人単位での設置も可。
- 委員は、事業所に従事する幅広い職種により構成し、第三者や専門家（精神科専門医、看護職員等）を活用することが望ましい。

イ 「身体拘束等の適正化のための指針」について、定める項目の参考

- 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する指針
- 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法の方策に関する基本指針
- 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針
- 利用者又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

ウ 「研修の実施」について

- 定期的に研修を実施し、職員の新規採用時には必ず研修を実施する。
- 身体拘束等の適正化の基礎的内容等、適切な知識を普及・啓発を行うとともに、当該事業所で作成した指針に基づき、適正化の徹底を図る。

- 研修の実施は、事業所内の職員研修で行う場合のほか、他の研修と一体的に実施する場合及び虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、実施しているものとみなすことができる。
- 研修を実施した場合には、その内容を記録すること。